

下水道

下水道課
☎ 82319214
FAX 82319839

「該当する人へ5月に申告書を送付します」

下水道事業受益者負担金

負担金の対象◆

処理開始区域になると、建物の所有者などに下水道への接続の義務が生じるとともに、処理区域内のすべての土地について、受益者負担金が賦課されます。この負担金は、税金とは異なり、一度だけ負担していたにもかかわらず、同じ土地に対して再び賦課されることはありません。

負担金額◆所有する土地または権利のある土地の面積に、単位負担金（1㎡当たり460円）を乗じた額。

負担金の計算例◆

（例）148・5㎡（約45坪）の土地を所有している場合
148・5㎡×460円÷6万8300円（100円未満切り捨て）

負担金の納付方法◆負担金は、5年間・10回に分割して納める方法と一括で納める方法があります。

〇分割納付

【第1期納期】 8月1日～8月末日
【第2期納期】 2月1日～2月末日
（例）負担金6万8300円を5年間・10回に分割する場合
初回7100円（1年目・第1期）、2回目～10回目6800円（1年目第2期～5年目第2期）

〇一括納付

負担金を1年目・第1期納期中（8月1日～8月末日）に一括納付すると、負担金額に応じて報奨金（上限5万円）を交付します。
減免と猶予◆受益者負担金はすべての土地に一律に賦課されますが、下表の土地の用途や状況などにより、減免や一定期間の徴収猶予ができる場合があります。申請制ですので、対象者は、5月に送付する申請書により申請してください。

※申請がない場合、減免・猶予はできません。

「ご利用ください」

水洗便所設備資金貸付制度

くみ取り便所を水洗便所に改造したり、し尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続したりする際の費用を、一定の要件で無利子でお貸ししています。指定工事店で手続きができますので、気軽に相談してください。

「3年以内に接続を」

排水設備工事

下水道が整備されて処理開始区域になると、その処理開始区域内にお住まいの皆さんは、台所、風呂場、便所などから排出される汚水を、3年以内に公共下水道に接続しなければなりません。清潔で快適な生活環境づくりのため、まだ接続していない人は早めに接続しましょう。なお、これらの接続工事は町の「排水設備工事指定工事店」でなければ施工できません。工事をする場合には、指定工事店になつてゐるかを必ず確認してください。

指定工事店は町ホームページでも確認できます。

くらしの情報 ▶ 生活情報 ▶ 下水道
▶ 排水設備と水洗トイレ改造工事の申込と事務手続き

「公共下水道を利用できる区域が広がります」

処理開始区域

4月1日から、新たに東一・二丁目、三迫二丁目地区の一部で処理を開始し、公共下水道へ接続ができるようになります。

処理開始区域になると、建物の所有者などに下水道への接続の義務が生じ、処理区域内のすべての土地について、受益者負担金が賦課されます。



【減免】

減免の対象となる土地	減免率
公立・私立の小・中・高等学校・幼稚園・保育所	75%
官公庁庁舎、境内地（寺院）	50%
国・県の職員宿舍、水道企業などに供している土地、鉄道用地など	25%
道路敷、公園敷、下水道敷、河川敷、水路敷、消防の用に供する貯水施設、墓地、公道から公道に抜ける私道敷、急傾斜地、保安林、自治会館、踏切敷、生活保護法による扶助世帯、町道および都市計画道路予定地で、地積測量を終えた土地	100%

【猶予】

猶予の対象となる土地	猶予期間
（宅地化されるまでの）農地、雑種地	10年以内※
洗車施設を整備していない駐車場	2年以内
他人の土地を使用しなければ、下水を公共下水道に流入させることが困難な土地	実情に応じて町長が決定する期間
受益者が震災、風水害、火災その他の災害を受けた、または盗難にあったとき 受益者が病気にかかり、または負傷による長期療養を必要とするとき	実情に応じて2年以内

※10年後に用途の変更がない場合は再猶予が可能です。